

令和2年度の防衛省における政策評価（事後評価）の実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度の防衛省における政策評価（事後評価）の実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和2年度とする。

2 計画期間内において事後評価を実施する政策及び事後評価の方法

(1) 法第7条第2項第1号の政策

ア 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第154号（31.3.29）。以下「基本計画」という。）第6項第2号アに規定する事項
実績の測定を実施する。

実績の測定の結果等により、総括的な評価の必要があると認められる場合には、総括的な評価を実施するものとする。

イ 基本計画第6項第2号イに規定する事項

特に評価が必要と認められる場合には、評価を実施するものとする。

(2) 法第7条第2項第2号の政策

該当なし

3 見直し

本実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。